

いじめ防止啓発物品の作製について

1 いじめ防止啓発事業の内容・目的

児童・生徒が受けているいじめや学校生活における様々な悩みについて、教職員あるいは保護者にも相談できないケースに 24 時間対応できる手段として、「千代田区いじめ・悩み相談ホットライン」を開設している。

電話またはメールによる相談に対し、臨床心理士等の専門家が対応している。

この事業を実施することで、いじめや悩みの早期発見、早期対応、未然防止を図ることを目的とする。

2 いじめ防止啓発用物品の作製・配付について

いじめ・悩み防止啓発は単に事業の実施のみならず、いじめ等の撲滅への意識の高揚や、いじめ等防止への取り組みの推進を継続的に図ってゆく必要がある。

その一環として、いじめ防止啓発物品を毎年、全児童・生徒に配付している。

3 過去 4 年の啓発用物品の配付実績と「いじめ・悩み相談ホットライン」相談件数

	2 5 年 度	2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度
啓発用物品	クリアファイル（いじめ防止啓発メッセージ付き）	同左	【小学校児童】 プラスチック定規（いじめ防止啓発メッセージ付き） 【中学・中等教育学校生徒】 携帯ストラップ型クリーナー（いじめ防止啓発メッセージ付き） 【保護者】 マグネットシート（ホットライン周知用）	マグネットバー（ホットライン周知用）
ホットライン年間相談件数	16	4	46	68

4 平成 2 9 年度の啓発用物品

平成 2 8 年度から電話に加え、メールによる相談を開始したことに伴い、2 8 年度は啓発用物品も「いじめ・悩み相談ホットライン」周知を目的としたものとした。

平成 2 9 年度も同様に以下のホットライン周知用の物品を作製し配付する。

- (1) 物品 クリップマグネット
 ※ホットラインの電話番号、メールアドレスを本体に刷り込み
- (2) 配付対象 区立小・中・中等教育学校 全児童・生徒
- (3) 作成数量 5, 0 0 0 本
- (4) 配付予定 平成 2 9 年 9 月下旬～末